

## 学校法人（高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校）の寄附行為 及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

### （趣旨）

第1条 この基準は、高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の設置を目的とする学校法人（他の学校又は専修学校若しくは各種学校を併設している学校法人又は併設しようとする学校法人を含む。以下「法人」という。）の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可について関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2条 法人の名称は、法人の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校法人と同一又は紛らわしいものでないものとする。

### （基本財産）

第3条 法人は、設置する高等学校等ごとに、基本財産として、次に規定する施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 校舎建築その他高等学校等の目的達成のために必要な用地（以下「校地等」という。）

(2) 高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）又は高等学校以外の各学校、専修学校若しくは各種学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準並びに私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可等に関する審査基準に定める面積を保有する校舎

(3) 高等学校等の目的並びに児童・生徒数及び学級数に応じた教具、校具等の設備

2 前項に掲げる施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、かつ、次の各号の一に該当しないものでなければならない。

(1) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの

(2) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

### （基本財産の借用）

第4条 前条第1項に定める基本財産は、原則として、自己所有でなければならない。ただし、前条第1項第1号に定める基本財産については、法人が所有することが困難であり、かつ、教育上支障がないと認められるときで、次の各号の一に掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体から校地等を借用する場合で、所有権を移転することが困難であるとき。

(2) 国又は地方公共団体以外のものから校地等を借用する場合で、借用面積が、校地等面積の2分の1以内であるとき。

- 2 前項第2号に定める借用については、土地所有者との間に借用期間が20年以上の公正証書による貸借契約を成立させなければならない。
- 3 第1項の校地等の借用については、借地権が登記されることを条件とする。ただし、国又は地方公共団体からの借用による場合は、借地権の登記は要さないものとする。
- 4 前条第1項第3号に定める基本財産については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用であっても差し支えないものとする。

#### (運用財産)

- 第5条 法人は、高等学校等及び幼稚園、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の経営に必要な運用財産を有しなければならない。
- 2 前項の財産は、授業料、入学金その他確実な収入に基づくものでなければならない。
  - 3 法人は、第1条の認可を受けるに当たり、運用財産として、年間経費のおおむね4分の1以上に相当する現金又は預金を有しなければならない。

#### (負債)

- 第6条 法人の施設又は設備の整備にともなう負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。
- 2 前項の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、銀行、信用金庫又は知事が別に定める金融機関からの借入金によるものでなければならない。
  - 3 前2項の規定は、法人の設立後において遵守するものとする。

#### (資産の内容)

- 第7条 法人の資産は、前条の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付きであってはならない。

#### (年次計画)

- 第8条 年次計画による施設及び設備の整備は、原則として認めない。ただし、完成年度までの全体計画が確実と認められ、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 2 第1項ただし書により認可を受けた場合は、その年次計画が完成に至るまで毎年度、別に定める計画実施報告書をこども未来部こども未来政策課に提出しなければならない。

#### (会計)

- 第9条 法人の収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行されるものでなければならない。
- (1) 経常的収支予算は、教職員組織に適合する所要の person 費、学校等の規模に対応する教育研究費、管理経費、借入金等利息その他経常的支出が、授業料、入学金等の児童・生徒納付金その他適切かつ確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡

が保たれるものでなければならない。

- (2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた所要の支出が、確実な収入をもって充てられ、収支均衡が保たれるものでなければならない。

(規模)

第10条 法人の設置する学校等の規模は、別に定める審査基準による。

(役員等)

第11条 法人の役員及び評議員は、私立学校法に定める構成要件を満たすとともに、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねてはならない。
- 3 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねてはならない。
- 4 評議員について、法人設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。
- 5 法人の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど適切な事務組織が設けられていなければならない。
- 6 法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員配偶者又は親族等に偏ってはならない。
- 7 その他、規定の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えなければならない。

(既設校の適正管理)

第12条 新たな学校等の設置に係る寄附行為の変更については、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 設置経費の財源として、既設の学校等（以下「既設校」という。）の児童・生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。
- (2) 既設校について、認可定員に対する収容が適正であること。
- (3) 既設校の在籍児童・生徒数等が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。
- (4) 既設校のための負債について、第6条に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。
- (5) 次の各事項について、既設校の管理運営に適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届け出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無  
ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを

含む。)又は公租・公課(社団法人徳島県私立学校退職金社団の掛金を含む。)の納付の状況

(認可申請)

第13条 法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に係る計画書及び申請書の提出期限は、法人の設置する高等学校等の設置計画書及び設置認可申請書の提出と同一時期とする。

(幼稚園、専修学校及び各種学校の設置)

第14条 法人が設置する幼稚園、専修学校及び各種学校に係る基本財産等の基準については、別に定める審査基準による。

附則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この基準は、令和8年3月16日から施行する。